

恵庭市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月22日

恵庭市長 原 田



恵庭市条例第15号

恵庭市国民健康保険条例の一部を改正する条例

恵庭市国民健康保険条例（昭和34年条例第2号）の一部を次のように改正する。

現行	改正案
第1条～第5条（略） (出産育児一時金) 第5条の2 被保険者が出産した時は、当該被保険者(当該被保険者の属する世帯の世帯主)に対し、出産育児一時金として <u>40万8,000円</u> を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに1万2,000円を上限として加算するものとする。 2 (略)	第1条～第5条（略） (出産育児一時金) 第5条の2 被保険者が出産した時は、当該被保険者(当該被保険者の属する世帯の世帯主)に対し、出産育児一時金として <u>48万8,000円</u> を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに1万2,000円を上限として加算するものとする。 2 (略)
第6条～第14条（略）	第6条～第14条（略）

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の恵庭市国民健康保険条例第5条の2の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に出産した被保険者の出産育児一時金について適

用し、施行日前に出産した被保険者の出産育児一時金については、なお従前の例による。